

## ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定書

文京区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、ゼロカーボンシティの実現に向けて、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が都市の環境・エネルギー分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギーの利活用、脱炭素に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ持続的に推進することで、ゼロカーボンシティの実現に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、共創するものとする。

- (1) 省エネ推進に向けた取組に関すること。
  - (2) 再生可能エネルギー等の地産地消、地域間連携、面的利用等に関すること。
  - (3) 都市開発におけるゼロカーボンの推進に関すること。
  - (4) 電化その他の脱炭素化に向けたエネルギー転換に関すること。
  - (5) エネルギーレジリエンスの強化に関すること。
  - (6) EV普及に向けたインフラ整備の取組に関すること。
  - (7) 地域特性に合った、エネルギー最適利用と地域循環に関すること。
  - (8) 脱炭素プラットフォーム事業に関すること。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲と乙の協議の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙は、前3項の規定により実施する業務の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

### （連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて連絡調整を行うこととする。

### （守秘義務）

第4条 甲と乙は、連携事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の秘密情報（当該他の当事者が秘密である旨を明示して開示した情報を含む。）を、法令に基づく場合を除き、書面による事前承諾なしに、第三者に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、本協定の失効後においても、なお効力を有するものとする。

### （協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から5年間とする。ただし、本協定による有効期

間満了の日の60日前までに、甲又は乙から何らかの申出がないときは、本協定の有効期間は当該期間満了日の翌日から同一の内容をもって更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(法令の遵守)

第6条 甲と乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

(協定の見直し及び解除)

第7条 甲又は乙が本協定の変更又は解除を申し出たときは、双方協議の上、合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲と乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月6日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者  
文京区長 成澤 廣修

東京都豊島区北大塚二丁目33番17号  
乙 東京電力パワーグリッド株式会社  
大塚支社  
支社長 深澤 浩一